

浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金

「ハマライフ住宅取得費等補助金」「結婚新生活支援事業補助金」の補助対象者のうち、まちなか（居住誘導区域）に移住される方に

最大 50 万円を補助



STEP 1

①ハマライフ住宅取得費等補助金の対象者

市外から浜松市内へ移住する方に、住宅取得や引越費用にかかる費用を最大100万円補助



市民協働・地域政策課

又は

②結婚新生活支援事業補助金の対象者

新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助

- ・29歳以下の世帯：最大60万円
- ・39歳以下の世帯：最大30万円



こども若者政策課

STEP2

①「ハマライフ」又は②「結婚新生活支援事業」に上乗せ補助

まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金

(1) 居住誘導区域内への移住

必須

(2) 新たに3世代同居を行う場合

最大 30 万円



最大 20 万円

※(2)のみの申請不可

※以下のすべてを満たす方が対象です

- ☐ 申請年度内にハマライフ又は結婚新生活支援事業の交付決定を受けていること
- ☐ 新たに居住誘導区域内への移住であること
- ☐ 3世代同居の場合は、親世帯と子世帯が新たに同居すること
- ☐ 対象経費が住宅の「新築・取得」または「増築・改修」であること
- ☐ その他条件はホームページまたは下記までお問い合わせください。



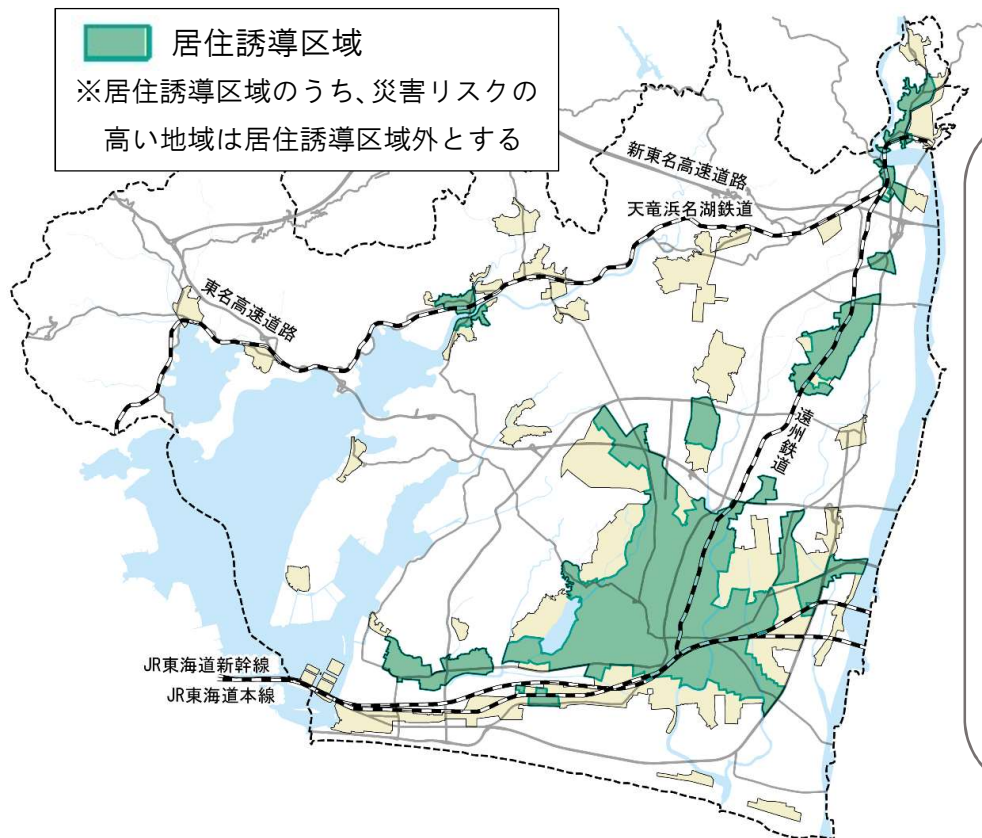
お問合せ先

浜松市 都市整備部 住宅課

☎ 053-457-2457 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2



居住誘導区域について



歩いて暮らせる
まちなかに移住しませんか？

歩いて
買い物へ

通勤時間
の短縮

免許返納後も
住みやすい



全世代が
暮らしやすい



居住誘導区域をお調べになる場合は
「都市計画マップ」をご参照ください。
※災害リスクエリアは調べられません。



都市計画マップ

「都市計画マップ入り口」

⇒住所を指定して地図を表示

⇒指定した地点の「+」選択

⇒「居住誘導区域」欄を確認

- 住宅敷地の過半が居住誘導区域にあれば、誘導区域の取り扱いとします。
 - 行為地の建物が災害リスクエリア内にある場合には、誘導区域外の取り扱いとします。
- 詳細については、所管課(手引き参照または住宅課)にてご確認ください。

STEP 1

ハマライフ 又は 結婚新生活支援事業

申請書類提出



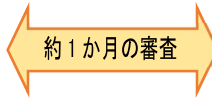
補助金の交付決定



STEP 2

まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金

申請書類提出



補助金の交付決定

交付決定後



「請求書提出

補助金受領



注意点

- ・予算がなくなり次第、年度の途中でも終了となります。
- ・同居により、保育所の利用や介護の補助などに影響がある場合がありますのでご確認ください。